# 2020年3月号

月刊情報誌

# 介護老人保健施設シーダ・ウォーク



#### 時事寸考

シーダ・ウォーク施設長、医師の吉田です。

COVID-19、いわゆる武漢肺炎が大問題となってきています。 これについて何か書こうと思ったのですが、状況は日々変化し ており、この文章が読まれる頃には時代遅れとなる可能性が 高いようです。そういう訳で、今回は、実生活とはあまり関係な い話を書きます。

冬の星座と言えば、オリオン座が最も有名でしょう。真ん中 にある三ツ星が特徴的なため、とても見つけやすい星座です。 夏に消える訳ではないのですが、上空に見るのが昼間となる ので、見えなくなります。

ところがオリオン座の向かって左上、 オリオンの右肩にあたる赤味がかった星、 ベテルギウスは本当に消えてしまうかも しれません。地球から640光年離れた、 太陽の20倍の質量をもつ恒星ですが、



脈動変光星と言って、周期的に大きさと明るさを変えます。そ れがここ 10 年ぐらい前から、急速に収縮が強まっているという のです。ベテルギウス規模の恒星は、寿命が 1000 万年程しか なくて、脈動変光は、その末期の現象と考えられていますが、 いよいよ終末が近付いているか(その時は、超新星爆発を起こ すはずなので、夏の昼間でも見える)と、言われています。収縮 は爆発と関係ないという説もありますが、いずれにせよ地球に 影響はないと考えられています。

#### 面会時のお願い

新型コロナウイルスが全国的に流行している現状から、当施 設においても、入所中の利用者さんが面会者から感染する恐 れがあるため、下記の場合を除いて、当面の間、面会を禁止さ せていただきます。

- ・入退所で付添いが必要な場合
- 当施設職員から来所要請があった場合

なお、洗濯物の受け渡しにつきましては、ご家族が 当施設へいらっしゃる前にご連絡をいただきますよう、 お願いいたします。来所時には、1 階事務所窓口へ お声掛けください。



#### イベント・コンサート ※13 時 30 分~14 時 30 分※

今後も、新型コロナウイルスの感染拡大が予測 されていることから、参加される皆さまの安全を考 慮し、2020年3月は、コンサートを含めたイベント を、やむなく中止させていただくことといたしました。

楽しみにされていた皆さまには大変申し訳ございませんが、ご 理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

また、2020年4月以降につきましては、状況を確認した上で、 改めてホームページ等でご案内をさせていただきます。

#### 栄養科より今月の一押しメニュー



3日(火)「ひな祭り」の昼食に、"海老と穴子の ちらし寿司"、"すまし汁"、"茶碗蒸し"、"ひな祭 りゼリー"を、おやつには、ひな祭りをイメージし

た和菓子を、それぞれご用意します。 また、お彼岸の週には、"天ぷらの盛り合わせ"を 予定しています。

#### お知らせ

河北医療財団では facebook ページを持って おります。

今後、シーダ・ウォークのコンサートや、園芸 活動等の様子も公開していきますので、是非 ご覧になってみてください。



#### Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただく、こ の連載ですが、今回のテーマは…

#### 遺留分の話

最近受けた相談です(事案は抽象化されています)。

相談者は会社の社長さんで、一人息子さんがいます。社長さ んは、ゆくゆくはこの子に会社のすべてを渡すつもりでいたの ですが、ここにきて、息子さんが社長に造反し始めました。そこ で社長さんは、息子さんを飛ばしてお孫さんに会社を継いでも らいたいと、考えるようになりました。

社長さんは、会社の株式と、会社になっている土地建物を有 しています。お孫さんにこれらをすべて渡すためには、生前贈 与か遺言が定石です(別会社をつくる方法もありますが、今回 は割愛します)。社長さんは、生前贈与だと贈与税が高額にな るので、遺言を書くことにしました。ただ、全部をお孫さんにあ げてしまうと、息子さんには遺留分が発生してしまいます。もし、 息子さんから会社の株や不動産の一部を、遺留分として寄越 せと言われると、息子さんに経営への口出しを許すことになっ てしまうと悩んでいました。

以上の事案に対するアドバイスは、今回の相続法改正前なら、 遺留分相当額をあらかじめ現預金で渡す内容の遺言をつくっ ておけ、というものしかありませんでした。遺留分相当額の現預 金を渡す内容の遺言をつくっておけば、後から遺留分を行使さ れることがないので、今でもこれは、確実な解決方法です。しか し、社長さんに現預金がほとんどない場合には、意味のないア ドバイスでもありました。

今回の相続法改正により、遺留分は、株や不動産の現物を 分けるのではなく、相当額の金銭で代替することも可能になり ました。そのため、例えば、遺産の中に現預金がなかったとし ても、お孫さんは自分の現預金から、あるいは、不動産に担保 をつける等して借り入れた現金を使って、遺留分相当額を渡す ことで、息子さんの経営への口出しを回避することができるよう になりました。

相続についてお悩みの際には、桜丘法律事務所 へ是非ご相談ください。皆さまと一緒に、最適の 解決方法をお探しいたします。

桜丘法律事務所 弁護士 石丸文佳

(電話)03-3780-0991 (WEB)http://www.sakuragaoka.gr.

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL. 03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 http://www.kawakita.or.jp/ 2020年2月25日発行 vol.153 編集:山口·笠井·大島

# 地域連携プロジェクト 活動報告 2019 年度

当施設では介護福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、社会福祉士など多様な専門職がおり、 各専門職が蓄積してきた知識・技術・経験があります。これらを活かし地域の皆様に貢献しつつ、連携を強める活動 をしています。今回はシーダ・ウォークが参画している活動を紹介します!

### ケア 24 上荻 上荻元気プロジェクト 参加

理学療法士、作業療法士が講師として参加し、月1回の体操教室や区との共催イベントで 災害二次被害予防体操等を実施しています。



#### ケア 24 上荻 主催 プロム茶屋 パレロワイヤル茶屋

毎月開催されているサロン活動に参加しています。参加者の皆さんとお話をしたり、時にはストレッチや体操などのレクリエーションをしました。

#### ケア 24 上荻 ・ ケア 24 善福寺 主催 家族介護教室

シーダ・ウォークの会議室を会場として開催している、地域住民の方対象の講座です。

"認知症について"や"老人ホームの選び方"、"車椅子の使い方"など、内容は様々です。テーマによっては、シーダ・ウォークの職員も講師として参加しています。

※ケア 24 とは、杉並区が運営を委託している高齢者の総合相談窓口です。

#### 桃井第一小学校「みんなで生きるまち」

教育の一環でシーダ・ウォーク職員が先生役となり、講義形式で高齢者や 専門職について説明した後、施設へ訪問してもらい、利用者さんの人生話 を聞いたり一緒に遊ぶ時間を通して、多世代交流の機会を設けています。



## コンビ保育園・学童、保育所くまこぐま との交流

夏休みやハロウィンのイベントなどを通してこ どもたちとご利用者が交流しています。

#### 杉並区社会福祉協議会車いす貸し出し事業

